

令和6年度十日町市住民税非課税世帯重点支援給付金 令和6年度十日町市灯油購入費等助成金 のご案内

政府の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の一環として、物価高の影響を受ける低所得世帯を支援するため、重点支援給付金と灯油購入費等助成金を支給します。

支給対象世帯

基準日(令和6年12月13日)において、十日町市に住民登録があり、令和6年度住民税が課されていない世帯

※ 次の世帯は**対象外**です。

・世帯員全員が、別世帯の住民税課税親族等に扶養されている世帯

支給額

1世帯当たり **35,000円**

〔 うち 非課税世帯重点支援給付金 30,000円 〕
〔 灯油購入費等助成金 5,000円 〕

申請の要否 ※世帯の状況により異なります

① 十日町市において世帯全員の課税状況から支給対象と判断した世帯のうち、過去の給付金支給実績から世帯主の口座情報を確認できた世帯

「支給のお知らせ」が届きます

詳しくは裏面「ア」へ

② 十日町市において世帯全員の課税状況から支給対象と判断した世帯のうち、過去の給付金支給実績から世帯主の口座情報を確認できない世帯

「確認書」が届きます(要返送)

詳しくは裏面「イ」へ

③ 令和6年1月2日以降に十日町市へ転入した方、または未申告の方がいる世帯 など

申請が必要です

詳しくは裏面「ウ」へ

裏面に続きます。必ず確認してください。

給付金の支給手続き

ア 十日町市から「支給のお知らせ」が届いた世帯

(支給対象と判断した世帯のうち、世帯主の口座情報を確認できた世帯)

- 本市から届いた「**支給のお知らせ**」のとおり支給を受ける場合は、**手続き不要**です。
- **受取口座の変更**や**給付金の受取を辞退**する場合は、「支給の案内」に記載された期限までに**届出が必要**となります。まずは下記担当までお問い合わせください。

イ 十日町市から「確認書」が届いた世帯

(支給対象と判断した世帯のうち、世帯主の口座情報を確認できない世帯)

- 本市から届いた「**支給要件確認書**」の内容を確認してください。
- 必要事項を記入し、**確認書と添付書類を**
令和7年3月24日(月)(消印有効)までに返送してください。
※ 期限までに返送がない場合は支給できません。

ウ 令和6年1月2日以降に十日町市へ転入した方、または未申告の方がいる世帯など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、
窓口または郵送で申請してください。
- 申請期限は**令和7年3月24日(月)(消印有効)まで**です。

市ホームページ



給付金の支給時期

- ・アの世帯は、支給のお知らせに記載した日に支給します。
- ・確認書等の提出後、不備がなければ概ね2週間程度を目途に支給します。
- ・振込通知は行いませんので、通帳記帳等でご確認ください。

※ 申請等が集中する時期は遅れる場合があります。



給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

ご自宅や職場などに新潟県・十日町市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、十日町市や十日町警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

お問い合わせ先

十日町市 福祉課 令和6年度住民税非課税世帯重点支援給付金等担当

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

電話 **025-755-5217**

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)

※この給付金は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。